二　厚生労働大臣が法第二十九条の規定により前項の書類に係る事項について必要な書類を閲覧し、又は提供を受けることにより前年の所得に関する当該書類に係る事実を確認できるとき

三　法第九条（同条の規定によりその年の九月まで特別障害給付金の額の全部につき支給を制限されている場合であって、当該支給の制限の事由がなお継続するときに限る。）又は法第十六条の規定によって特別障害給付金の額の全部につき支給されていないとき

（氏名変更の届出）

第八条　受給資格者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）は、氏名を変更したときは、次に掲げる事項を記載した届書を、当該事実があった日から十四日以内に、機構に提出しなければならない。

一・二　（略）

2　（略）

（住所変更の届出）

第九条　受給資格者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により機構保存本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）は、住所を変更したときは、次に掲げる事項を記載した届書を、当該事実があった日から十四日以内に、機構に提出しなければならない。

一～三　（略）

2　（略）

（法第三十二条の七第一項第十号に規定する厚生労働省令で定める事務）

第三十四条　法第三十二条の七第一項第十号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

一　（略）

二　第四条第二項第五号、第七条の二第五項及び第七条の三第一項の規定による指定に係る事務

三～六　（略）

（氏名変更の届出）

第八条　受給資格者は、氏名を変更したときは、次に掲げる事項を記載した届書を、当該事実があった日から十四日以内に、機構に提出しなければならない。

一・二　（略）

2　（略）

（住所変更の届出）

第九条　受給資格者は、住所を変更したときは、次に掲げる事項を記載した届書を、当該事実があった日から十四日以内に、機構に提出しなければならない。

一～三　（略）

2　（法第三十二条の七第一項第十号に規定する厚生労働省令で定める事務）

第三十四条　法第三十二条の七第一項第十号に規定する厚生労働省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

一　（略）

二　第四条第二項第五号及び第七条第二項第一号の規定による指定に係る事務

三～六　（略）

様式第１号（表面）を次のように改める。

様式第一号（第一条、第四条及び第七条の四関係）

（表　面）

特別障害給付金所得状況届

日本年金機構　殿　　令和　年　月　日提出

受給資格者	個人番号（又は受給資格者番号）		住所
	氏名		

所得状況・扶養親族等・控除

①	控除対象配偶者及び扶養親族の合計数	人 （うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数　人） （うち特定扶養親族の数　人） （うち控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）の数　人）
	同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）の有無	有（70歳以上・70歳未満）・無
②	前年の所得額	
	雑損	円
	医療費	円
	社会保険料	円
	小規模企業共済等掛金	円
	配偶者特別	円
③控除	障害者（特別障害者を除く。）である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数	人
	特別障害者である同一生計配偶者及び扶養親族の合計数	人
	寡婦・ひとり親・勤労学生の別	寡婦　・　ひとり親　・　勤労学生
	地方税法附則第6条第1項の免除に係る所得額	円
※	控除後の所得額	
※	審査	円

※　上記のとおり、相違ありません。
令和　年　月　日

市区町村長　㊞

※　送付

この届書に係る私の資産及び収入の状況につき、日本年金機構が市町村長に調査を嘱託することに同意します。
また、日本年金機構の調査の嘱託に対し、市町村長が報告することについて、私が同意している旨を市町村長に伝えて構いません。

氏名

令和　年　月　日
第　号

公的年金受給状況	受けている　申請中	受けていない

（A列4番）

◎　裏面の注意をよく読んでからご記入ください。　◎　※印の欄は、記入しないでください。
◎　字は楷書（かい）ではっきりとご記入ください。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。